

安心・安全なまちづくり対策特別委員会
懇談会開催要領

1 目的

愛知県警察関係者と市内の交通事故抑止対策、防犯対策及び暴力団の排除の推進について意見交換を行い、今後の交通安全及び生活安全施策に資することを目的とする。

2 主催

名古屋市会安心・安全なまちづくり対策特別委員会

3 日時

平成29年2月16日(木) 午後1時45分～午後3時15分

4 場所

名古屋市公館

5 懇談事項

市内における交通事故抑止対策、防犯対策及び暴力団の排除の推進について

6 出席者

愛知県警察関係者

名古屋市会安心・安全なまちづくり対策特別委員会委員

名古屋市理事者

7 懇談会形式

(1) 愛知県警察から、交通事故及び街頭犯罪の状況等の資料に基づく説明を受けた後、懇談事項について意見交換を行う。

(2) 特定の地域に関する具体的な対策についての意見は避ける。

8 傍聴の取り扱い

認めない

懇 談 会 次 第

懇談会 名古屋市公館
4階「大会議室」 午後1時45分

次 第

- (1) 開 会
- (2) 名古屋市会安心・安全なまちづくり対策特別委員長あいさつ
- (3) 名古屋市会出席者自己紹介
- (4) 名古屋市警察部長あいさつ
- (5) 愛知県警察関係者紹介
- (6) 名古屋市市民経済局長あいさつ
- (7) 名古屋市理事者紹介
- (8) 資料説明
- (9) 意見交換
- (10) 閉 会

午後3時15分頃終了予定

懇談会出席者名簿

愛知県警察

名古屋市警察部長	石川智之
警務部参事官兼企画調整課長	浅井滋博
企画調整課課長補佐	水越祥仁
生活安全総務課地域安全対策室長	内田昌樹
生活安全総務課課長補佐(企画)	寺島忍
交通総務課交通事故対策室長	飯田悟
交通総務課課長補佐(企画)	奥田博也
交通指導課課長補佐(指導企画)	伊藤兼之
交通規制課課長補佐(規制企画)	山本清文
運転免許課課長補佐(免許企画)	額額靖央
組織犯罪対策課暴力団対策室長	今泉重紀
組織犯罪対策課課長補佐(指導企画)	渡部正法

懇談会出席者名簿

名古屋市会

安心・安全なまちづくり対策特別委員会

名古屋市

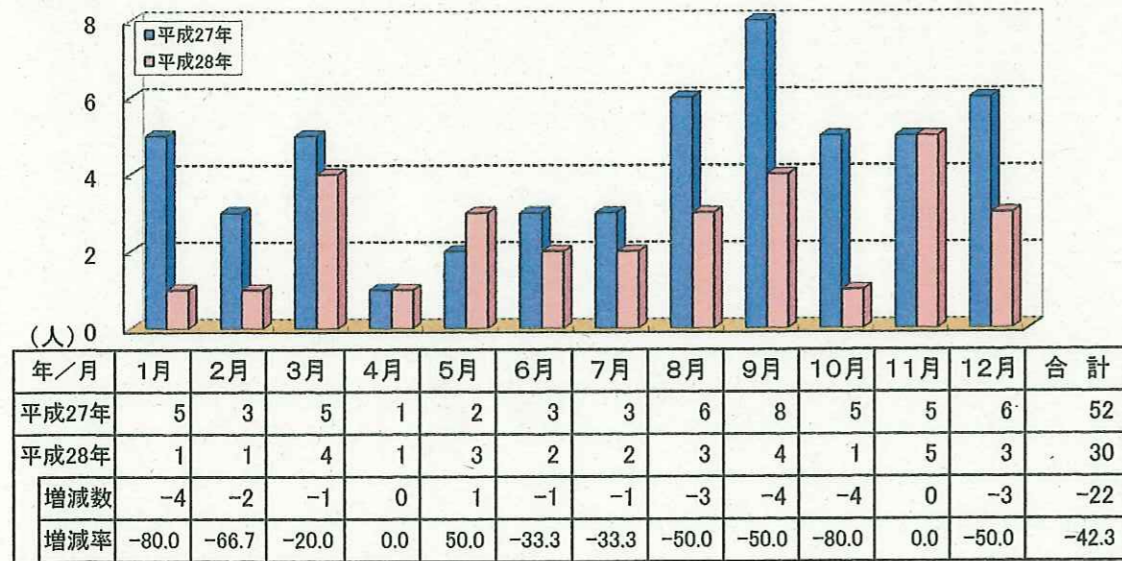
委員長	沢田 晃一	市民経済局長	中田 英雄
副委員長	森 ともお	市民経済局地域振興部長	寺澤 雅代
副委員長	田口 一登	市民経済局総務課長	佐治 独歩
委員	北野 よしはる	市民経済局企画経理課長	前田 行成
委員	手塚 将之	市民経済局地域振興部地域安全推進課長	河瀬 正訓
委員	西山 あさみ	市民経済局地域振興部主幹 (生活安全対策に係る連絡調整)	藤嶋 克浩
委員	西川 ひさし	市民経済局地域振興部主幹 (交通安全対策に係る連絡調整)	小田 聡
委員	渡辺 義郎	緑政土木局長	三輪 友夫
委員	斎藤 まこと	緑政土木局副局長	武藤 賀典
委員	久野 浩平	緑政土木局路政部長	平尾 高之
委員	浅井 康正	緑政土木局総務課長	山田 隆行
委員	木下 優	緑政土木局企画経理課長	小島 康裕
		緑政土木局主幹 (企画)	加藤 人土
		緑政土木局路政部道路管理課長	水野 裕晶
		緑政土木局路政部道路維持課長	西尾 一郎
		緑政土木局路政部主幹 (安全・保全)	森下 恭光
		緑政土木局路政部自転車利用課長	村瀬 伸一
		緑政土木局路政部主幹 (整備)	尾碕 嘉成
		緑政土木局路政部主幹 (都心部自転車対策)	鳥原 正太郎

名古屋市における交通死亡事故発生状況等(平成28年中)

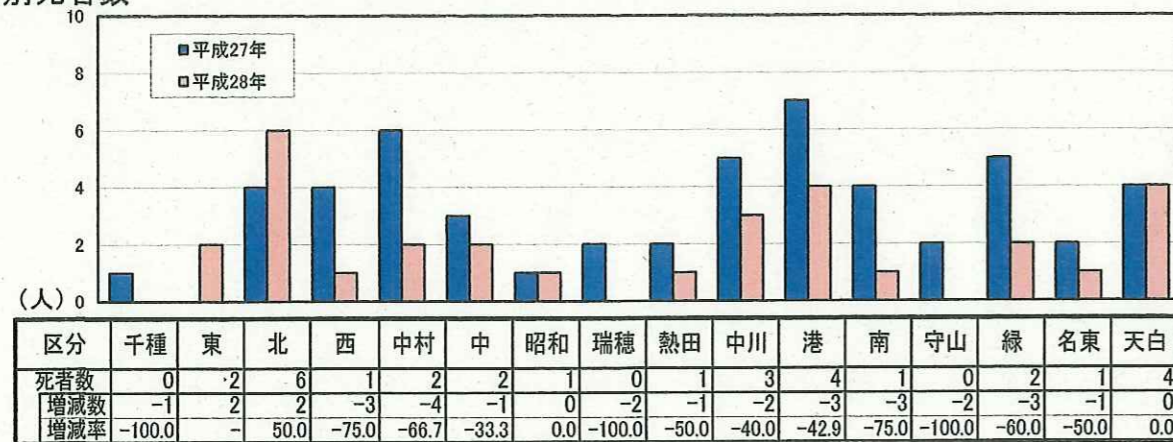
1 年別推移



2 月別推移

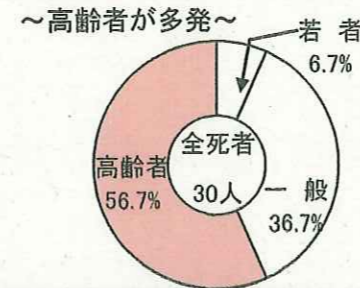


3 区別死者数



4 交通死亡事故の主な特徴

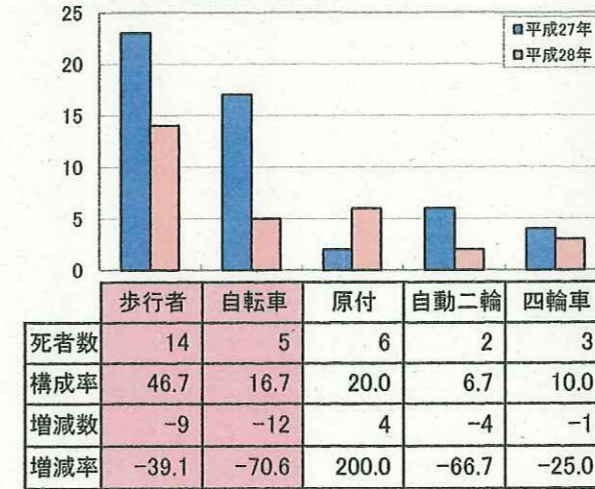
○ 年齢別



区分	死者数	構成率	増減数	増減率
こども	0	0.0	-1	-100.0
若者	2	6.7	-1	-33.3
一般	11	36.7	-5	-31.3
高齢者	17	56.7	-15	-46.9

○ 当事者別

～歩行者、自転車が多発～



※県内の自転車乗用中における死者29人中5人(17.2%)が名古屋市

5 愛知県警察としての取組

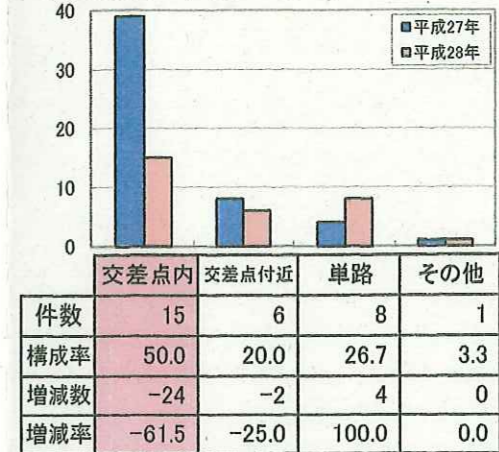
- 最重要課題
交通死亡事故の抑止
- 業務重点
交通安全意識の更なる定着
交通事故に直結する違反の取締りの強化
高齢者、子供等の交通弱者に配慮した道路交通環境の整備

保存期間 平成29年2月23日まで

平成29年2月16日
愛知県警察

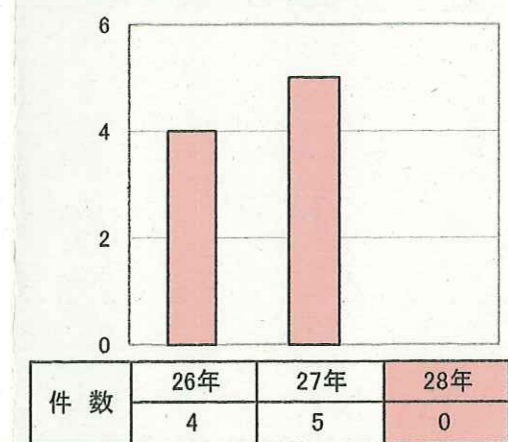
○ 道路形状別

～交差点内が多発～



○ 飲酒運転事故発生状況

～名古屋市内での発生なし～



【注】対象:原付以上の第1当事者

※県内の飲酒運転死亡事故9件

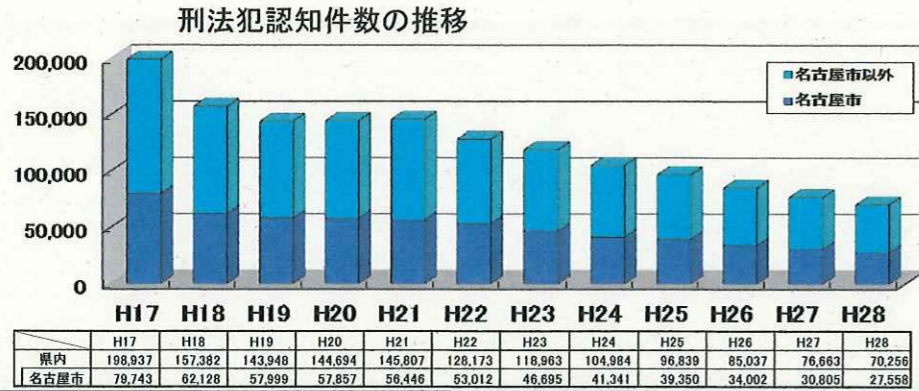
犯罪情勢と防犯対策

保存期間 平成29年2月23日まで

平成29年2月16日

愛知県警察

1 名古屋市の刑法犯認知件数の状況



平成28年 名古屋市の政令指定都市ワーストランキング

刑法犯	2位
強盗	2位
侵入盗	2位
住宅対象侵入盗	1位
自動車盗	1位
自転車盗	3位
部品ねらい	2位
車上ねらい	2位
ひったくり	2位
自動販売機ねらい	4位

- 名古屋市の刑法犯認知件数は、減少傾向を継続
- 「住宅対象侵入盗」「自動車盗」は、政令指定都市で依然ワースト1位

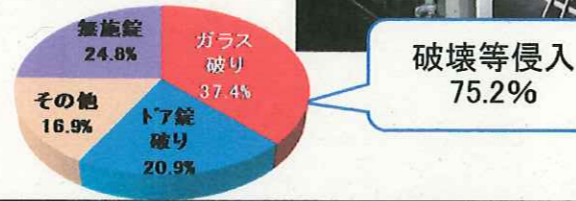
2 特徴

侵入盗

○ 認知件数

	平成28年	平成27年	増減	
			件数	率
侵入盗	1,930	2,715	-785	-28.9%
うち 住宅対象侵入盗	1,040	1,496	-456	-30.5%

○ 住宅対象侵入盗 侵入手口



破壊等侵入 75.2%

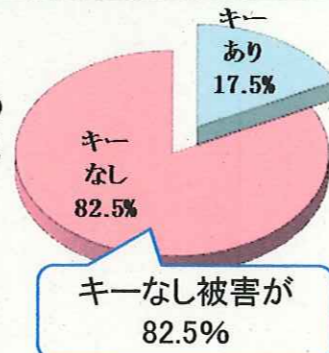
- 名古屋市の侵入盗～県全体に対する占有率27.0%(住宅対象侵入盗は25.0%)
- 侵入手口の75.2%がガラス、ドアなどの破壊等を伴う侵入

自動車盗

○ 認知件数

	平成28年	平成27年	増減	
			件数	率
県内	1,349	2,205	-856	-38.8%
名古屋市	464	907	-443	-48.8%

○ 盗難時のキーの状況



- 名古屋市の自動車盗～県全体に対する占有率34.4%
- キーなし被害が82.5%で、キーを抜いても盗まれている

特殊詐欺

○ 認知件数

	平成28年中	平成27年中	増減	
			件数	率
県内	1,058	875	+183	+20.9%
名古屋都市部	397	379	+18	+4.7%

○ 被害額

	平成28年中	平成27年中	増減	
			額	率
県内	約34億4,681万円	約32億8,058万円	約1億6,623万円	+5.1%
名古屋都市部	約11億3,565万円	約17億2,349万円	約5億8,784万円	-34.1%

- 愛知県、名古屋都市部ともに認知件数は増加
- 愛知県全体の被害額が5.1%増加したのに対し、名古屋都市部は34.1%の減少

3 対策

① 重点罪種対策の推進

- 侵入盗対策
 - 被害が多発する地域への集中的な防犯パトロール、防犯診断、防犯講話の実施
 - 住宅関連事業者団体と連携した防犯性能の高い住宅の普及促進
- 自動車盗対策
 - ナンバープレート盗難防止ネジの普及、自動車メーカーへの情報提供による防犯性の高い自動車の普及(ディーラー、メーカー)
 - 防犯性の高い駐車場の整備促進に向けた管理者への働きかけ
 - 自動車所有者、使用者等に対する啓発(ユーザー)
- 特殊詐欺対策
 - 金融機関と連携した被害防止対策の推進(70歳以上の振込機能停止)
 - 県民、事業者と一体となった被害防止対策の推進(○(まる)っとあいち・絆プロジェクト)



② 地域の防犯力を高めるの対策の推進

- 防犯カメラを設置しやすい環境の整備
 - 設置補助制度の拡充
 - 犯罪実態に即した適切な設置と設置箇所についての指導助言
- 防犯ボランティア活動に対する支援
 - タイムリーな防犯情報の提供
 - ボランティアリーダー養成講座やボランティア活性化講習会の開催等による効果的な活動の促進
 - 県警ホームページによる活動の紹介
- 防犯ボランティアの拡大
 - 大学生を中心とした若い世代及び会社員、自営業者等の現役世代に防犯ボランティアへの参加を促進
- 防犯CSR活動の促進
 - 事業者による地域への社会貢献活動として、防犯カメラの設置、防犯ボランティア団体への支援活動等を促進

名古屋市公共的団体による防犯カメラの設置及び利用に関するガイドライン

平成19年9月

名古屋市では、安心、安全で快適なまちづくりを進め、平成16年11月に、安心・安全で快適なまちづくりを推進する条例(平成16年名古屋市条例第49号)を施行しました。そして各地域では、この条例の制定を契機に、防犯を地味な活動に熱心に取り組んでいるところがあります。

防犯の防止には、自ら防犯の被害にあわないように努めることと、地域住民が警察、消防署、避難所、避難所として役割を担い、ロープや扉が壊れると気づいた、まちづくりのためのコミュニケーション活動を行うことが効果的です。しかし、地域住民の活動や警察による巡回は必ずしも即時であることから、こうした被害を補完するものとして、防犯カメラを設置することは、防犯が生まれていく環境を作るには有効な手段といえます。

また一方で、防犯カメラの誤った運用により、記録された画像が流出し、他の目的に利用されるのではないかと懸念されることがあり、その取扱いには十分留意する必要があります。

防犯カメラのガイドライン



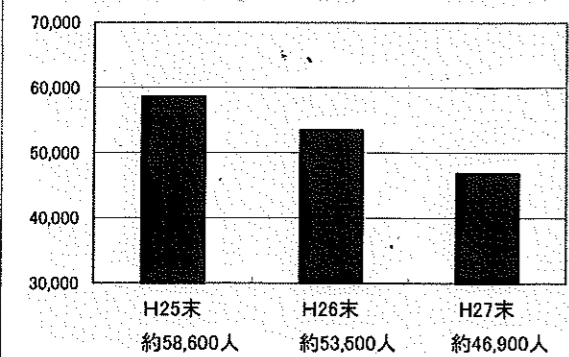
※ 数値は名古屋市のもの。特殊詐欺については名古屋都市部(尾張旭市を含む)のもの。(生活安全総務課手集計)

暴力団排除の推進状況

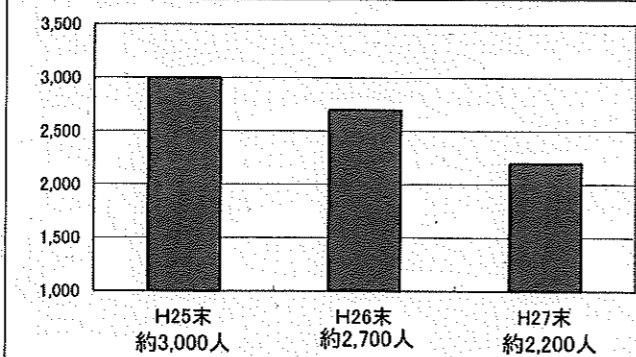
保存期間 平成29年2月23日まで
平成29年2月16日
愛知県警察

1 暴力団の勢力

★ 全国の全勢力 (構成員+準構成員等)



★ 愛知県内の全勢力 (構成員+準構成員等)



※ 平成28年末の勢力については、現在集計中

◎ 平成27年末
六代目山口組勢力…約30%
神戸山口組勢力…約13%

◎ 平成27年末
六代目山口組勢力…約82%
神戸山口組勢力…約18%

2 平成29年警察運営の基本目標

★ 最重要課題

① 暴力団の壊滅

- ② 交通死亡事故の抑止
- ③ 犯罪の抑止

● 六代目山口組の分裂

全国最大の指定暴力団六代目山口組が分裂し、離脱した者らが新たに神戸山口組を組織した。神戸山口組を新たに暴対法の指定暴力団に指定。分裂後は双方間において小競り合いが全国的に発生し、対立抗争状態にある。

● 分裂後の県下の主なトラブル

- ・名古屋市中区新栄二丁目地内において、六代目山口組傘下組織幹部らにより、神戸山口組傘下組織幹部を被害者とする拳銃使用殺人事件が発生。被疑者3名を検挙(7月、8月)
- ・名古屋市中区錦町地内において、何者かにより、六代目山口組傘下組長(弘道会系)を被害者とする拳銃使用殺人未遂事件が発生。

3 暴力団の検挙状況

★ 平成28年中における県内の暴力団検挙人員 (暫定値)

	総数		構成員		準構成員	
	前年比		前年比		前年比	
暴力団	-66	1,624	-11	194	-55	1,430

★ 平成28年中の主な検挙事件 (※名古屋市内発生 平成27年以前に発生したものを含む)

- 弘道会傘下組織組長らによる暴処法違反事件 (組事務所周辺を走行中の一般車両運転者らに対する暴行等) 【3月】
- 弘道会傘下組織組長らによる電磁的公正証書原本不実記録・同行使事件 (不動産の虚偽登記) 【4月】
- 弘道会傘下組織幹部らによる恐喝事件 (みかじめ料名下) 【4月・5月】
- 弘道会傘下組織幹部らによる殺人・銃刀法違反事件 【9月】
- 暴力団関係企業会長らによる強要未遂事件 (就労強要) 【2月】

4 暴力団対策法に基づく対策

★ 行政命令発出状況

	中止命令		再発防止命令		用心棒行為等防止命令	
	前年比		前年比		前年比	
平成28年中	+6	133	-4	2	-3	1

★ 組長等に対する損害賠償請求訴訟の支援

【法的根拠：暴力団対策法第31条の2】

指定暴力団の代表者(組長)等は、配下の指定暴力団員が威力を利用して資金獲得行為を行ったことにより、他人の生命、身体又は財産を侵害したときは、これによって生じた損害を賠償する責任を負う。

【県内の主な訴訟事例】

- 弘道会傘下組織幹部らによるキャバクラ店放火殺人事件(平成22年9月発生)における被害者側の遺族及びキャバクラ店の経営者らが、山口組組長、山口組若頭(当時弘道会会長)等に対し、約2億数千円の賠償を求めて提訴(平成25年5月、7月)【平成28年6月24日和解成立】
被害者の遺族が提起した訴訟については、平成27年7月に和解成立
- 長期にわたりみかじめ料を喝取された飲食店経営者が、山口組組長、平井一家総裁等に対し、約3,200万円の賠償を求めて提訴(平成27年1月)【平成28年8月31日和解成立】
- みかじめ料の支払を拒絶したところ、弘道会傘下組織組長から「放火されるぞ。」などと脅された飲食店経営者が、山口組組長及び弘道会傘下組織組長に対し、約1,700万円の賠償を求めて提訴(平成25年7月)

【警察の主な取組】

- 暴力団情報の提供及び被告らに対する請求妨害防止命令の発出等

5 愛知県暴力団排除条例の適用状況

★ 平成28年中の条例適用件数・主な適用事例

適用件数…勧告(事業者26人・暴力団員23人) 公表(0人) 検挙(事業者1人・暴力団員7人)

【主な勧告事例】

- 複数の事業者が、山口組傘下組織組員に用心棒代等の回収や活動資金を提供した事例
【事業者9人、暴力団員1人に勧告】(1月) [回収役務による勧告は全国初]
- 建設業者が、神戸山口組傘下組織事務所に対しスチール鉄板の設置、防犯カメラの取付等の抗争対策工事を実施し役務提供した事例 【事業者1人、暴力団員2人】
- 不動産賃貸業者が山口組傘下組織組長に組事務所として物件を無償貸与した事例
【事業者1人、暴力団員1人に勧告】(7月)
- 自動車販売業者が、弘道会傘下組織組員に長期間にわたり車両を無償貸与した事例
【業者1人、暴力団員1人】(11月)

【主な検挙事例】

- 暴排条例により定められた禁止区域における暴力団事務所の新規開設(県下初)【暴力団員1人検挙】(6月)
- 名古屋市中区錦三丁目地内における用心棒料名下の利益受供与【事業者1人、暴力団員4人検挙】(10月)
- 名古屋市中区栄四丁目地内における用心棒料名下の利益受供与【事業者1人、暴力団員2人検挙】(10月)

6 その他の暴力団排除の状況

★ 名古屋市の事務事業からの排除状況 (平成28年中)

生活保護からの排除	市営住宅からの排除	その他
6件	2件	0件